

藤原宮朝堂院朝庭の調査

飛鳥藤原第 189 次調査記者発表資料

2016 年 9 月 28 日（水）

奈良文化財研究所 都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）

※現地説明会を 10 月 2 日（日）11：00 から 16：00 まで実施し、11：00 と 13：30 に説明をおこないます（少雨決行）。

※駐車場はありません。

所在地：奈良県橿原市高殿町

調査面積：870 m²（うち 306 m²は第 148 次・第 153 次調査と重複）

調査期間：2016 年 6 月 20 日～継続中

【概要】

大極殿院南門の南側、朝堂院朝庭の北端部を調査した。藤原宮期の遺構として、礫敷広場、旗竿遺構とみられる大型柱穴群や柱穴列などを検出した。特記すべき遺構としては、調査区南端で検出した柱穴列と、大極殿院南門の南側で検出した柱穴群があり、いずれも儀式に伴う旗竿を設置した遺構と考えられる。とりわけ、藤原宮中軸に位置する中央の 1 基を挟んで東西に 3 基ずつ対称に配置された計 7 基からなる柱穴群は、『続日本紀』に記録のある、大宝元年（701）の元日朝賀の際に正門に立てられた 7 本の「幢幡」（烏形幢、東に日像、青龍・朱雀幡、西に月像、玄武・白虎幡）に関わる遺構である可能性が高い。

1. 調査の経緯と目的

朝堂院は、大極殿院の南に位置する回廊に囲まれた東西 235m、南北 320m の矩形の空間で、中央の広場を囲むように 12 棟の朝堂が配される。この広場を朝堂院朝庭と呼ぶ。朝堂院では重要な儀式や政務がおこなわれた。

奈良文化財研究所都城発掘調査部では、1999 年度以降、藤原宮中枢部の実態解明を目的に、朝堂院および大極殿院の調査を継続的におこなってきた。2013 年度までの朝堂院の調査では、朝堂や回廊の配置と構造、朝庭部の整備・利用状況を明らかにした。大極殿院南門の南側を発掘した 2008 年度の第 153 次調査では、旗竿遺構とみられる一列に並ぶ柱穴列や大規模な柱穴を検出し、朝堂院朝庭でおこなわれた儀式に関わる重要な知見を得た。

2014・2015 年度は、大極殿院南門の北側、大極殿院内庭の調査をおこない、大極殿南面階段を検出するなどの成果をあげた。この調査では、平城宮第二次大極殿院における 7 基の旗竿遺構（幢旗）のあり方を念頭に、藤原宮大極殿の前面にも 7 基の旗竿遺構（『続日本紀』大宝元年元日条の「幢幡」）の存在を予想したが、調査の結果、

大極殿院内庭には存在しないことが判明した。このため、朝堂院朝庭におけるこれまでの調査成果を再検討したところ、第 153 次調査で検出した大型柱穴群が「幢幡」に関わる遺構の有力な候補として浮上した。

そこで今年度は、第 153 次調査で検出した柱穴群の西側への展開を確認し、朝堂院朝庭北端部における儀式遺構の実態を解明することを目的として、第 153 次調査区の西側、第 148 次調査区の南側に調査区を設定した。調査面積は 870 m²。調査は 2016 年 6 月 20 日に開始し、現在継続中である。

2. 調査の成果

藤原宮期の遺構

礫敷広場：調査区全域で検出した。3 cm 角から拳大のものを中心とした様々な大きさの礫と灰色砂により構成される。調査区中央付近にある東西溝周辺が最も低く、大極殿院南門付近で北に向かって高まる。

柱穴 A：調査区の東部中央付近にあり、第 153 次調査で検出した藤原宮の中軸線上に位置する大型柱穴。柱掘方は一辺 1.9m。礫敷面からの深さは 1.0m。柱抜取穴から、柱の太さはおよそ 0.7m と推定される。柱穴の底面は、柱が立っていた部分が沈下している。柱穴埋土に礫を多く含む。

柱穴群（柱穴 B～D）：調査区西部のやや北寄りで見出した 3 基の大型柱穴。柱穴 B は一辺 2.1m、深さ 0.8m。柱抜取穴の上層のみ礫を多く含むが、柱掘方埋土・柱抜取穴埋土ともに礫は少ない。柱穴 C・D は後述する平安時代の土坑の底面で検出した。柱穴 C の規模は 1.6×1.2m、深さ 0.3m。礫敷面からの深さは 0.8m。柱穴 D の規模は 1.0×1.4m。断ち割っていないため深さは不明。柱穴 C・D の柱抜取穴や柱掘方の埋土には礫が多く入る。柱穴 B・C の底面は、柱が立っていた部分が沈下している。

柱穴 C と柱穴 D は南北に約 6 m の距離で並び、柱穴 B はその約 6 m 東に位置する。これらの 3 基の大型柱穴は、第 153 次調査で検出した柱穴 E・F・G と藤原宮中軸を挟んで東西にほぼ対称の位置にある。

柱穴列（柱穴 1～9）：調査区南端で見出した 3 m（10 尺）間隔で東西に並ぶ柱穴列。第 153 次調査で検出した柱穴列（柱穴 8～16）の西延長部分にあたる。今回、柱穴 1～7 の 7 基を新たに検出し、藤原宮中軸を挟んで東西対称に 8 基ずつ、計 16 基で構成されることが判明した。柱穴に対応する部分の礫敷は盛り上がり、大ぶりの礫が目立つ。

柱穴の構造を明らかにするために、柱穴 1～4 については礫敷を除去して調査をおこなった。柱穴 2～4 は約 1×2 m の横長の柱掘方に、東西に大小 2 穴 1 組の柱抜取穴が並び、大ぶりの礫が詰まる。柱抜取穴の径は、大きいものが 0.7～0.9m、小さいものが 0.4～0.5m である。2 穴の柱抜取穴の間隔はおよそ 0.6m を測る。礫敷面からの柱穴の深さは大きいものが 0.5m、小さいものが 0.6m。西端の柱穴 1 についてのみ、径 1.0m の柱掘方の中に柱抜取穴は 1 穴しかみられず、東端の柱穴 16 と同じである。柱抜取穴の径 0.9m。礫敷面からの深さ 0.8m。

小柱穴：調査区西端中央で見出した径 0.2m の柱穴。土坑の底面で検出した。埋土には大ぶりの礫が入る。この小柱穴は、第 179 次調査で見出した東西柱穴列 SA11220

の西端の柱穴と藤原宮中軸を挟み対称の位置にあり、その平面規模や深さ、埋土に礫が入るといった特徴も近似する。このことから、宮中軸を挟んで SA11220 と対称の位置に、西に延びる東西柱穴列が存在し、小柱穴はその東端にあたるものとみられる。

東西溝：調査区中央付近で検出した幅 1.0m、深さ 0.4m の東西溝。第 153 次調査で検出した東西溝の西延長部分で、約 20m 分を新たに検出した。これまでに検出した総長は約 100m で、さらに西に延びる。礫敷広場と一体的に礫で埋め立てられており、礫詰暗渠として機能したものと考えられる。

藤原宮造営期の遺構

南北溝 1：調査区東部で検出した南北溝。幅 1.6m、深さ 0.4m。調査区南部の東西断割断面で確認した。溝部分の礫敷面が凹む。

南北溝 2（先行朱雀大路西側溝）：南北溝 1 の西 1.9m で検出した南北溝。調査区南部の東西断割断面で確認した。溝部分の礫敷面が凹む。幅 1.8m、深さ 0.4m。第 153・169 次調査で検出した SD10705 が先行朱雀大路の東側溝と考えられており、南北溝 2 はその西側溝にあたりとみられる。復元される先行朱雀大路両側溝の心々間距離はおよそ 16.9m である。

南北溝 3：調査区西部で検出した南北溝。調査区南端で礫敷面を除去して検出した。溝部分の礫敷面が凹む。幅 2.5m、深さ 0.4m 以上。

藤原宮廃絶後の遺構

大土坑：調査区西北部で検出した大土坑。礫敷広場を掘り込む。南北 10.2m、東西 8.2m 以上、深さ 0.6m。西側は調査区外に延びる。出土遺物から平安時代以降の遺構と考えられる。

3. 出土遺物

大極殿院南門・南面回廊・朝堂に用いられたものと同型式の軒平・軒丸瓦をはじめとする瓦や、平安時代の土器、緑釉陶器などが出土している。

4. 検出遺構の検討

朝堂院朝庭東北部の第 153 次調査で検出していた遺構群と対になる遺構群が、藤原宮中軸を挟んだ西側の対称位置にも存在することが判明した。

①今回新たに柱穴 B～D を検出したことにより、宮中軸上に 1 基（柱穴 A）、東西に各 3 基（柱穴 B～D・E～G）が三角形に並び、計 7 基からなる大型柱穴群の存在が明らかになった。

今回の調査で検出した 3 基の大型柱穴（柱穴 B・C・D）は、第 153 次調査で検出した三角形に配置された大型柱穴（柱穴 E・F・G）と藤原宮中軸を挟んでほぼ東西対称の位置にある。これら 6 基の大型柱穴に宮中軸線上に単独で位置する柱穴 A を加えた、全体として 7 基の大型柱穴が藤原宮中軸を挟んで対称に配置されていることが明らかになった。

削平が著しい柱穴 C・D を除き、柱穴 A・B・E・F・G は平面規模が一辺 1.6～2.1m の大型の柱穴である。また、断割調査をおこなっていない柱穴 D 以外は、いずれの柱穴も深さ 0.8m 前後であるが、柱穴 A はやや深く、深さ 1.0m である。これらの大

型柱穴の位置関係をみると、柱穴CとD、柱穴FとGが南北に約6m（20尺）、柱穴C・Dと柱穴B、柱穴F・Gと柱穴Eがそれぞれ東西に約6m（20尺）の間隔で配置され、東西に並ぶ柱穴BとEの距離が約24m（80尺）、柱穴Aが大極殿院南門の階段の南端から約21m（70尺）の位置にある。

これら7基の大型柱穴は、その配置、規模、構造から一体的に設けられた遺構とみることができる。

②柱穴1～7を検出したことにより、柱穴列は宮中軸を対称に東西8基、計16基で構成されることが明らかになった。

柱穴列について、今回の調査で新たに7基の柱穴を検出し、藤原宮中軸を挟んで、東西対称に8基、計16基の柱穴が直線的に並ぶことが明らかになった。横長の柱掘方の中に2本の柱を立てるものが主体であるが、両端の柱穴のみ柱掘方に1本の柱を立てる構造であることを確認した。

南門の階段南端から柱穴列までが約30m（100尺）の距離にあり、柱穴列と柱穴Aまでの距離は約9m（30尺）となるなど、大型柱穴群と柱穴列は計画的に配置されたことをうかがわせる。

5. 7基からなる大型柱穴群の評価

上述した7基からなる大型柱穴群と東西に直線的に並ぶ16基からなる柱穴列は、その位置関係や柱穴構造などから、朝堂院朝庭で執りおこなわれた儀式に関わる旗竿遺構と考えられる。

藤原宮の朝庭でおこなわれた儀式に関する史料としては、『続日本紀』の大宝元年（701）の元日朝賀の記事が広く知られている。それは「大宝元年春正月乙亥の朔、天皇、大極殿に御しまして朝を受けたまふ。その儀、正門に鳥形の幢を樹つ。左は日像、青龍・朱雀の幡、右は月像、玄武・白虎の幡なり。蕃夷の使者、左右に陳列す。文物の儀、是に備れり。」というもので、律令国家完成の宣言と一般に理解されている。

今回確認した7基からなる大型柱穴群は、これまでの調査で大極殿院内庭を含めて他に候補となる遺構が検出されていないことも踏まえると、この大宝元年の元日朝賀に際して立てられた7本の「幢幡」に関わる遺構として、最も有力な候補である。正門とは大極殿院南門のこととみられ、中央に鳥形幢、北から見て左（東）に日像、青龍・朱雀の幡、右（西）に月像、玄武・白虎の幡が立てられたことがわかる。日・月像は陰陽を、四神は五行の木・火・金・水を、鳥形幢は五行の土を象徴し、全体で陰陽五行の世界観を表現する。これは日月と四神を描いたキトラ古墳や高松塚古墳の壁画の画題とも共通する。

『続日本紀』に記された大宝元年の「幢幡」の記述から、藤原宮朝堂院朝庭で発見した7基の大型柱穴との対応関係を復元すると、中央の柱穴Aが鳥形の幢、その東の柱穴Eが日像、同じく西の柱穴Bが月像、東北（大極殿から見て左前）の柱穴Fが青龍幡、東南（同左奥）の柱穴Gが朱雀幡、西北（同右前）の柱穴Cが玄武幡、西南（同右奥）の柱穴Dが白虎幡を設置した遺構となろう。キトラ古墳や高松塚古墳の壁画でも日像は東、月像は西に描かれ、四神の青龍（五行の木）が東壁、朱雀（同じく火）が南壁、白虎（同じく金）が西壁、玄武（同じく水）が北壁に描かれており、復元さ

れた「幢幡」の配置と方位に矛盾はない。

これらの7本の「幢幡」の具体的な姿は、『文安御即位調度図』によってある程度復元することができる。『文安御即位調度図』では、銅鳥幢は三足鳥を象った銅製の幢で、日像幢には鳥の絵、月像幢には月桂樹と兎などの絵が描かれ、蒼龍旗・朱雀旗・白虎旗・玄武旗にはそれぞれ四神の図柄が刺繍されている。大宝元年の元日朝賀で立てられた7本の「幢幡」もこれに類するものと考えられる。

これまでに7基からなる旗竿遺構（幢旗）は、恭仁宮の朝堂院南門の北（天平12・13年：740・741）、平城宮西宮（称徳朝）、平城宮第二次大極殿前庭（桓武朝）、長岡宮大極殿前庭（桓武朝）で発掘されている。いずれも3m近い横長の柱掘方に3本の柱を立てた柱穴が、約6m（20尺）の等間隔で東西一列に7基並ぶ点に特徴がある。

これらの奈良時代中期以降の幢旗の遺構は、『文安御即位調度図』にみるような、中心の柱とその両側に脇柱を設置する柱穴構造をもち、中央の銅鳥幢の左に日像幢・朱雀旗・蒼龍旗、右に月像幢・白虎旗・玄武旗を等間隔に一列に配したものと考えられる。また、『延喜式』兵庫寮にも元日と即位時に、鳥像幢の左に日像幢・朱雀旗・青龍旗、右に月像幢・白虎旗・玄武旗を立てると記され、その構成や配置は古代から近世に至るまで大きな変化はなかったようである。

今回発見した「幢幡」遺構は、奈良時代中期以降の幢旗の遺構と比較すると、東西一列に並ぶ配置ではないことや、横長の柱掘方に3本の柱を設置する形式ではないなどの違いがあるが、むしろその配置には、キトラ古墳や高松塚古墳の壁画に通底する陰陽五行思想を色濃く看取することができる。今回確認した7基からなる「幢幡」遺構は、発掘遺構としても最も古いものであり、朝庭における儀式、特に元日朝賀や即位の儀式の成立と発展を考えるうえで、歴史的にきわめて高い価値を有している。

6. まとめ

今回の調査では、藤原宮の朝堂院朝庭で執りおこなわれた儀式にかかわる旗竿遺構の配置や構造を明らかにすることができた。とりわけ、7基からなる大型柱穴群は、大宝元年の元日朝賀に際して立てられた7本の「幢幡」に関わる遺構である可能性が高い。

元日朝賀や即位式の際に7本の幢旗を立てた文献記録は、大宝元年（701）の元日朝賀が最初のものである。これまでは、奈良時代中期以降の様相については明らかになってきたものの、それ以前に関しては、考古学的にはほとんど手がかりがなかった。今回の調査で7基からなる「幢幡」とみられる旗竿遺構を検出したことにより、「文物の儀、是に備れり。」と記された、古代律令国家形成期の歴史的一場面である儀式の様相を具体的に復元できる手がかりが得られることになった。

今回の旗竿遺構の発見は、律令国家の儀式の整備過程を明らかにする上で、きわめて重要な成果と言える。

参考史料

史料1 〔続日本紀〕大宝元年(701)正月乙亥朔条(新日本古典文学大系)

大宝元年春正月乙亥朔、天皇御大極殿受朝。其儀、於正門樹烏形幢。左日像、青龍・朱雀幡、右月像、玄武・白虎幡。蕃夷使者、陳列左右。文物之儀、於是備矣。

大宝元年春正月乙亥の朔、天皇、大極殿に御しまして朝を受けたまふ。その儀、正門に烏形の幢を樹つ。左は日像、青龍・朱雀の幡、右は月像、玄武・白虎の幡なり。蕃夷の使者、左右に陳列す。文物の儀、是に備れり。

史料2 〔続日本紀〕慶雲三年(706)正月丙子朔条(新日本古典文学大系)

三年春正月丙子朔、天皇御大極殿受朝。新羅使金儒吉等在列。朝廷儀衛、有異於常。

三年春正月丙子の朔、天皇、大極殿に御しまして朝を受けたまふ。新羅使金儒吉ら列に在り。朝廷の儀衛、常に異なること有り。

史料3 〔延喜式〕卷十七 内匠寮1大極殿飾条(新訂増補国史大系)

凡毎年元正、前一日官人率木工長上雑工等、裝飾大極殿高御座 蓋作八角、角別上立小鳳像、下懸以玉幡。每面懸鏡三面。当頂著大鏡一面、蓋上立大鳳像。惣鳳像九隻、鏡廿五面。幔台一十二基、立高御座東西各四間。又整立南庭白銅大火炉二口 備台入(及カ)鉄火袋。中階以南相去十丈。東西之間相去六丈。又建烏像・宝幢等之处差向工一人。其蕃客朝参之時亦同。元日高御座飾物収内蔵寮、当時出用。幔台及火炉収寮。

凡そ毎年元正には、前つこと一日、官人、木工の長上・雑工らを率ゐて、大極殿高御座を装飾し、蓋は八角に作り、角別に、上に小鳳像を立て、下に懸くるに玉幡を以てせよ。面毎に鏡三面を懸けよ。頂に当たりては大鏡一面を著け、蓋の上に大鳳像を立てよ。惣べて鳳像九隻、鏡廿五面。幔台一十二基は、高御座の東西各四間に立てよ。また南庭に白銅の大火炉二口を整へ立てよ。台および鉄の火袋を備へよ。中の階より以て南に相去ること十丈、東西の間相去ること六丈。また烏像・宝幢等を建つるの処に工一人を差し向かはしめよ。其れ蕃客朝参の時もまた同じくせよ。元日の高御座の飾物は内蔵寮に収めて当時に出だし用ゐよ。幔台および火炉は寮に収めよ。

史料4 〔延喜式〕卷四十九 兵庫寮1元日即位条（新訂増補国史大系）

凡元日及即位構建宝幢等者、預録色目移送兵部。前十五日復請夫単廿人 各日飯五升・塩一勺 ・鋤十五口 事訖返上 。待官符到、寮与木工寮、共建幢柱管於大極殿前庭龍尾道上。前一日率内匠寮工一人、鼓吹戸卅人、構建宝幢。從殿中階南去十五丈四尺建烏像幢。左日像幢、次朱雀旗、次青龍旗 此旗当殿東頭楹、玄武旗当西頭楹。右月像幢、次白虎旗、次玄武旗 相去各二丈許、与蒼龍白虎兩楼南端楹平頭。訖並返納。

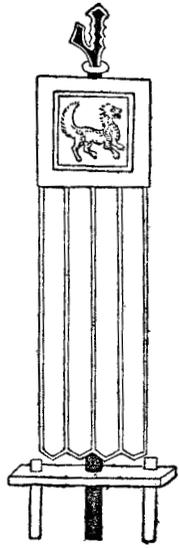
凡そ元日および即位に宝幢等を構へ建つるは、預め色目を録し兵部に移送せよ。前つこと十五日、また夫単廿人 各日飯五升・塩一勺 ・鋤十五口を請へ 事訖らば返上せよ。官符到るを待ち、寮と木工寮と、共に幢柱管を大極殿前庭龍尾道の上に建てよ。前つこと一日、内匠寮工一人、鼓吹戸卅人を率ゐ、宝幢を構へ建てよ。殿の中の階より南に去ること十五丈四尺に、烏像幢を建てよ。左に日像幢、次で朱雀旗、次で青龍旗 この旗は殿の東頭楹に当て、玄武旗は西頭楹に当てよ。右に月像幢、次で白虎旗、次で玄武旗 相去ること各二丈許、蒼龍白虎兩楼の南端楹と平頭。訖らば並びに返し納めよ。

史料5 〔内裏儀式〕元旦受群臣朝賀式（改訂増補故実叢書）

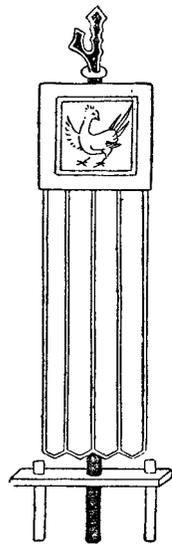
元旦受群臣朝賀式並会

… 前一日、… 又当殿中階南去十六丈、樹銅烏幢。東樹日像幢、次朱雀旗、次青龍旗。銅烏幢西樹月像幢、次白虎旗、次玄武旗。…

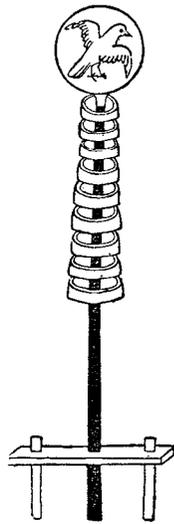
… 前一日、… 又殿の中階に当たりて南に去ること十六丈に、銅烏幢を樹つ。東に日像幢を樹て、次で朱雀旗、次で青龍旗。銅烏幢の西に月像幢を樹て、次で白虎旗、次で玄武旗。…



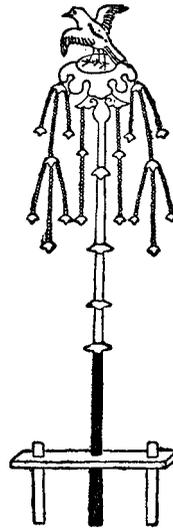
蒼龍旗



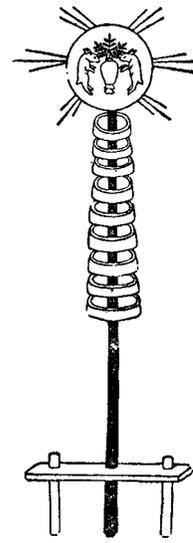
朱雀旗



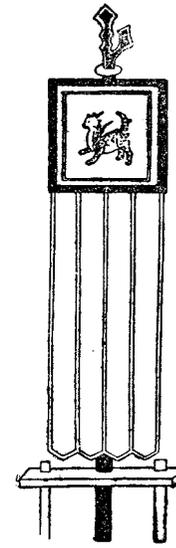
日像幢



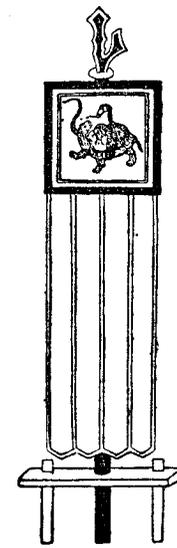
銅鳥幢



月像幢



白虎旗



玄武旗

宝幢と四神旗

(『群書類従』第七輯所収『文安御即位調度図』より)